

所得税等の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成26年分所得税および復興特別所得税の確定申告・平成27年度市県民税申告の相談日程等

区分	期間	時間	場所・問合先	備考
市の職員による申告相談	2月16日(月)～ 3月16日(月)の 平日	9:00～16:00 ※3月4日と11 日の水曜日は受付 時間を午後7時ま で延長します。	市民会館コミュニティ センター3階小ホール ☎④ 6296	対象者 ／①給与所得者と公的年金等受 給者 ②上記①以外の所得が300万円 未満の白色申告者(事業所得等の収入 が約1,000万円未満の方) ※2月16日～3月9日は、税務署職 員が相談に加わります(9:30～16:00)
税理士による 無料申告相談	2月24日(火)、 25日(水)、 26日(木)	9:30～12:00 13:00～16:00	市民会館コミュニティ センター3階談話室 ☎ 0795-42-0223	所得税等(譲渡所得を除く)と消費税 の申告相談です。贈与税と相続税の相 談はしていません。
社税務署による 申告相談	2月16日(月)～ 3月16日(月)の 平日	9:00～17:00	社税務署(加東市社51-3) 個人課税部門 ☎ 0795-42-0223	土曜日・日曜日の申告相談は実施して いません。

【申告に持っていくもの】

- 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方) ○源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - 配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方) ○所得の計算に必要な帳簿書類
 - 生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書 ○所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方) ○印鑑
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印を準備してください。

■所得税の申告について

次の所得がある方は確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入(営業所得、農業所得)
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパート
や貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

【サラリーマンの確定申告】

- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、
給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える
場合。ただし、20万円以下の場合でも市県民税の申告
は必要です。
- ・平成26年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合。
※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等
特別控除などの申告をされると還付される場合があります。

【農業所得の申告】

農業所得の収入と支出の内訳については、出荷伝票、
振込通知、領収書や購入証明書など収入金額や支出金額
の分かるもの、帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集
計し、収支内訳書を作成してください。

【土地や建物の譲渡、青色申告者などの申告】

土地や建物、株式等を譲渡した所得のある方、青色申
告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方は、**社税
務署で申告してください。**

【e-Taxで確定申告ができます】

- 自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申
告(e-Tax)をすることができます。詳しくはe-Taxホー
ムページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。
- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出が可能。
- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略。

■市県民税の申告について

平成27年1月1日現在、市内に住所があり前年中に
所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で
確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必
要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によっ
て保険料が軽減される場合がありますので、申告をして
ください。なお、公的年金等の収入の合計金額が400万
円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20

万円以下の場合は、所得税等の確定申告書の提出は不要
ですが、市県民税の申告は必要です。

また、公的年金等の収入金額が400万円以下の人でも
医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民
税の申告をしないと、それらの控除が計算されずに平成
27年度の市県民税が計算されることとなりますので注意
してください。

■改正事項

【住宅ローン控除の延長・拡充】

平成 25 年度税制改正で、住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）については、居住年月の適用期限を平成 25 年 12 月 31 日から 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長になりました。

また、平成 26 年 4 月から 29 年 12 月までに居住した場合、控除限度額の拡充がされました（住宅取得費用の消費税額等の税率が 8%または 10%の場合が対象。税率が 5%の場合は下表「平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月」の額）。

居住年月	住宅区分	所得税等			市県民税の控除限度額
		借入限度額	各年の控除限度額	最大控除額	
平成 26 年 1 月～ 3 月	一般	2,000 万円	20 万円	200 万円	所得税の課税総所得金額等 × 5%（最大 97,500 円）
	認定	3,000 万円	30 万円	300 万円	
平成 26 年 4 月～ 29 年 3 月	一般	4,000 万円	40 万円	400 万円	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最大 136,500 円）
	認定	5,000 万円	50 万円	500 万円	

※認定住宅とは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅のことです。

【上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止】

上場株式等の配当所得（分離課税を選択した場合）、譲渡所得に係る 10%軽減税率（所得税 7%、市県民税 3%）の特例措置は、廃止されました。

平成 26 年からは、税率 20%（所得税 15%、市県民税 5%）が適用されます。

※確定申告が不要とされている上場株式等の配当・源泉徴収選択口座の譲渡所得を申告した場合の注意事項
 ・配偶者控除や扶養控除などを判定する合計所得金額に算入され、控除が受けられなくなる場合があります。
 ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に影響が出る場合があります。

介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」は、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2 年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認し、おむつの使用を証明できる場合は、「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

【要介護認定者に係る「障害者控除認定」】

平成 26 年 12 月 31 日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態や重度の認知症状態等が 6 カ月以上継続していることが確認できるときは、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※いずれも、さまざまなケースが考えられますので、詳細は長寿介護課（☎④ 8788）にお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課(税制係) ☎④8712 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

確定申告に便利な電子証明書を取得しましょう

確定申告に便利な国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用するには、電子証明書が必要です。また、IC カードリーダーライターが別途必要です。

■電子証明書の取得方法（受付時間 9:00 ～ 16:30）

加西市に住民票のある方は、市民課で住民基本台帳カード（住基カード）と電子証明書の取得申請をしてください。※住基カードをお持ちの場合は、電子証明書の申請のみ行ってください。

■有効期間／3 年

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・「顔写真付の官公署発行の身分証明書（免許証、パスポート等）」を 2 点、または「同証明書」と「健康保険証、介護保険証等の身分証明書」の各 1 点
- ・手数料／住基カード 500 円、電子証明書 500 円
- ・顔写真付の住基カード希望の場合は、6 カ月以内に撮影した写真（無帽、無背景、縦 4.5cm × 横 3.5cm）1 枚
 ※市民課で無料撮影もできます。

【問合せ先】 市民課(市民年金係) ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp